

## 新築、増築、改築、修繕、改修工事等のためのお手続き

○清里の森別荘地区内で行う全ての工事は、

清里の森管理センター（TEL0551-48-3151）に前もってご連絡ください。

（連絡を受けていない工事業者は、ゲートを通することができません。）

○工事の規模・種類によっては主に下の①②③④届出や申請が必要になります。

※これ以外にも法令等により規定されている手続きがある場合は別途ご対応ください。

○景観条例、まちづくり条例、自然保護協定に基づき、建築基準法より多数の制限があります。

建築確認申請の前に、条例等によるお手続きを進めるようにしてください。

項目	借地人	北杜市	山梨県	
			中北林務環境事務所	中北建設事務所
①北杜市景観条例	景観計画区域内行為（変更）届出書	まちづくり推進課   審査   適合通知書		
②北杜市まちづくり条例	建築計画届出書			
③土地賃貸借契約 ※自然保護協定への適合確認	恩賜県有財産借地内工作物新（増改）築承認申請書		県有林課   審査   承認通知書	
④建築基準法	建築確認申請書 ※山梨県へ申請の場合の流れ ※道路種別は「官地」、幅員は実測値としてください	まちづくり推進課（経由）		建築課   審査   承認（確認通知）

「清里の森」別荘地内の建築工事については、利用者の多い時期には工事休止をお願いし、みなさんに守っていただいています。つきましては、次の期間は工事を避けてください。

- 1 建築工事を休止していただきたい日
  - ・ 7月1日から8月31日までの期間
  - ・ 5月1日から10月31日の土・日曜日並びに祝祭日
  - ・ ゴールデンウィーク期間中
- 2 建築工事を休止していただきたい時間帯
  - ・ 午後7時から翌朝午前7時までの間